

令和5年第1回（定例会）吉備中央町議会会議録（6日目）

1. 令和5年3月23日 午前 9時30分 開議

2. 令和5年3月23日 午後 0時05分 閉会

3. 会議の区別 定例会

4. 会議の場所 吉備中央町議会議場

5. 出席議員

1番	日	名	義	人	2番	加	藤	高	志
3番	山	本	洋	平	4番	石	井	壽	富
5番	丸	山	節	夫	6番	河	上	真	智子
7番	山	崎		誠	8番	黒	田	員	米
9番	成	田	賢	一	10番	渡	邊	順	子
11番	西	山	宗	弘	12番	難	波	武	志

6. 欠席議員

なし

7. 会議録署名議員

8番	黒	田	員	米	9番	成	田	賢	一
----	---	---	---	---	----	---	---	---	---

8. 議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	亀	山	勝	則	書	記	堀	恵	子
--------	---	---	---	---	---	---	---	---	---

9. 説明のため出席した者の職氏名

町	長	山	本	雅	則	副	町	長	岡	田	清									
教	育	長	石	井	孝	典	会	計	管	理	者	早	川	順	治					
総	務	課	長	片	岡	昭	彦	税	務	課	長	山	本	敦	志					
企	画	課	長	大	樫	隆	志	協	働	推	進	課	長	中	山	仁				
住	民	課	長	歳	原	雅	則	福	祉	課	長	奥	野	充	之					
保	健	課	長	塚	田	恵	子	子	育	て	推	進	課	長	根	本	喜	代	香	
農	林	課	長	山	口	文	亮	建	設	課	長	大	月	豊						
水	道	課	長	古	好	広	徳	教	委	事	務	局	長	大	月	道	広			
定	住	促	進	課	長	荒	谷	哲	也											

10. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 議案第24号 令和5年度吉備中央町一般会計予算について
(追加日程)

追加日程第1 閉会中の特定事件(所管事務)の調査について

1 1. 会議に付した議案の題目及びその結果

議案第24号	令和5年度吉備中央町一般会計予算について	可決
	閉会中の特定事件(所管事務)の調査について	決定

午前 9時30分 開 議

○議長（難波武志君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、8番、黒田員米君、9番、成田賢一君を指名します。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第2、議案第24号、令和5年度吉備中央町一般会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありますか。

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

私のほうから6項目質問がございます。

まず、1つ目が35ページの歳入、企業版ふるさと納税の寄附金についてです。

こちらのデジタル事業タイプ1の地方創生テレワーク型で、先日の全員協議会でナカシマホールディングスの関係会社に関わり、現在、吉備高原都市に建設中の建物が事業の中心となるということでした。その全員協議会で、私が国からの交付金と企業からの企業版ふるさと納税ありきの、この事業なんですかと尋ねたときに、課長のほうがそうですという答えがありました。

一方、昨年6月9日の総務産業常任委員会で、議事録で確認したところ、私がナカシマが吉備高原都市の青空市の横に土地を購入して建物を建てると言っていたと、この建物と町との関わりはないんですかということに対して、課長がありませんと答えていました。また、今年の初頭に町内で開かれたある会議で、役場の職員が青空市の近くにナカシ

マホールディングスの吉備高原Nスクエアが7月に向けて建設予定であると、建設費は全額ナカシマホールディングスの経費で設置されるという発言がありました。しかし、実際には国の交付金が使われる予定になっているのは、まず、なぜなのかということが1点目です。

2点目が53ページの委託料についてなんですけれども。

PHR、個人健康記録ですかね、のサービス利用料、今朝、議会でここ資料もいただきました138万円並びに歯科クラウドサービス利用料46万円、データ連携基盤サービス利用料184万円には、いつもシステムズナカシマと富士通が入っています。PHRデータサービス等データ連携基盤については、日本国民のデータを扱うデータ連携基盤、国で統一するものを2025年までにということをつくっていると思うんですけれども、そこにデータを運用するのは分かるんですが、そこで運用する場合、私これ会議で聞きましたが、富士通1社でいいんじゃないかという質問をしました。なぜ、システムズナカシマが入る必要があるのかということ、2点目お尋ねします。

3点目、53ページのデジタル事業の、この交付金についてなんですけど。

昨年の12月議会で、町補助金等適正化に関する規則で交付金が、町が町以外の団体に交付する補助金であって、この規則の中で町が会員となっている団体は、補助金の規則の適用除外となつてると、このままであれば法令に抵触するのではないかと考えてまして、もし仮に来年度も同じ方法で運用するのであれば、適切ではないのではないかと思いますので、その点を3点目お伺いします。

4点目が60ページの委託料、関係人口創出事業なんですけれども。

こちらの資料で、全員協議会で資料を頂いたんですけど、関係人口創出事業に96万円、インスタグラム運営委託に300万円と、この資料でimakibiが運営していた事業についてちょっと聞きたいことがありまして、というのが、これホームページの更新回数とかチェックされたのかなということです。例えば20年度はimakibiのホームページ18回更新されたんですけど、去年は15回、今年は3回でした。この全員協議会に出されている資料でフェイスブックありと書いてるんですけど、フェイスブック自体は2022年4月27日なんで約1年間更新されていません。こういった更新頻度である現状への受け止め方とか考え、そしてなぜ来年度にまた同じように町がこの法人を選定している理由、そして目標、KPI等があれば御見解をお伺いします。

5つ目が83ページ、84ページの母子手帳デジタル化についてなんですけど。

これ先日、課長に教えていただいて、418万円はサーバーの保守費や運用費用とのことであったんですが。先ほどのその委託料のデジタル事業推進業務でデータ連携基盤のサービス料とか、PHRデータの運用サービス料なども委託料でありました。国に町が提出しているこのタイプ3の実施計画の中で、このウィラバのほうはPHR基盤構築とか、API連携というのを書いてありまして、じゃ、これらのデータ基盤との連携と、418万円でのサーバーの保守や運用ということなんですけど、ここはもう接続できているのかどうかです。もしできていないのであれば開発費用も含まれてしまうので、どうなのかなと思っておりますので、接続できているのかどうか。できているのであればいいんですが、もしできていないのであれば、来年度またどういった経費の計上になるのかということですよ。

6つ目が142ページの特別職の公務員の方の数についてなんですけども。

これ、私も先週の金曜日に企画課に行って教えていただいたんですが。昨年4月1日から吉備中央町顧問設置規則に基づいて、顧問が2人いらっしゃるということ为先週初めて知りました。昨日、役場に行ったら、アーキテクト等設置規則というのものもあって、アーキテクトは5人いると、これ協議会のアーキテクトではなくて町のアーキテクトだということを知りました。

ちょっと、これ質問なんですけども、顧問やアーキテクトに関して、なぜ、まず議会に説明がないのか。これ町のことであるので、議会や町民そしてホームページなどで公表すべき事案だと思うんですが。なぜ、今まで説明がないのかということと、この顧問設置に関しては、町政に関し識見または経験を有する者の中から町長が委嘱すると書いてありますので、こういった顧問の方がどういった方で、町政に関してどういう識見があるのか、そして報酬の有無ですね。また、顧問は、ほかの自治体の事例を調べますと、設置根拠は、顧問設置規則とか、特別顧問設置規則なんですけども、法的な位置づけということについては、この非常勤の顧問は、地方公務員法の第3条に、もうそのまま非常勤の顧問は特別職の公務員と、特別職ということで位置づけられていますので、この吉備中央町においても、この顧問はその位置づけでよいのかということですね。顧問のことについては、町長が委嘱するとなっていますので、町長に答えていただけたらと思います。

以上6点、お答えをお願いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

それでは、成田議員の御質問についてお答えさせていただきます。

まず、1点目の企業版ふるさと納税の関係です。

こちらについて、成田議員からありました昨年6月でしたか、総務産業常任委員会の時点では、ナカシマさんがあそこを民民で購入されて建物を建てるという話でございました。そういう形で、その時点で町のほうとして何かそこに町費を入れるとかということは全く考えておりませんでした。そうした中で、昨年12月に国のほうで地方創生の交付金事業、こちらについての概要説明のほうがありました。その中で、民間運営施設の整備についても、この交付金が対象になるというふうなことがございまして、その辺から、あそこの企業のほうがこのテレワークの交付金活用できないかという中での相談があり、その計画は、今年2月に国のほうに提出というところではあったんですが、それに向けて実施計画。ただ、この申請については、自治体から申請をするというのが条件になっておりましたので、町のほうから実施計画のほうは、そちらのナカシマさんのほうで作成をいただいて、それを持って国のほうに提出させていただいたという経緯でございます。その中で、町として交付金の申請で採択されれば、2分の1が交付金として国から降りるわけなんですけど、残りの2分の1については町費負担ということになる部分がございましたので、その部分については町のほうが負担をせずに、企業さんのほうで負担をしていただくという形で、この企業版のふるさと納税という形で寄附をしていただくという形を取らせていただいたという経緯がございます。

それから、PHR基盤の関係でございますが。

こちらについては、今年度からPHR基盤の構築をして事業を進めていきます。この事業については、LLP、吉備有限責任事業組合、吉備中央町インクルーシブスクエアのほうで事業の受託受けて進めていくという中で、そのメンバーの中にシステムズナカシマさんが入られております。富士通さんについては、システムズナカシマさんとの連携という形で、このLLPのメンバーには入っておりませんので、今後のこのPHR基盤の構築についても、やっぱりその部分では富士通さんに直接という形は、難しいかなというふうには考えております。

それから、もう一点、交付金の規則の関係でございますが。

こちらについては、議員御指摘いただいた関係もございまして、総務課のほうとも調整

しまして、規則の改正でありますとか、あとこちらのデジタル田園の交付金の交付規則についても、その辺を一部改正のほうさせていただく形で今進めておりますので、新年度以降は、改正された規則等に基づいて行なっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（難波武志君）

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

成田議員さんの御質問にお答えいたします。

デジタル母子手帳につきまして、データ連携基盤との接続という点でございますが、私どもが聞いておりますのは、データ連携基盤の構築が出来次第、接続するというふうに聞いております。新年度に予算計上させていただいております経費につきましては、データ連携基盤の接続との関係ではなく、それ以外の費用と認識しております。

○議長（難波武志君）

荒谷定住促進課長。

○定住促進課長（荒谷哲也君）

成田議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

関係人口創出業務の委託金でございますが。

令和4年度プロポーザルのほうをさせていただいて、今実施に当たっていただいております i m a k i b i さん1社の応募がありまして、応募後どういった形であるかというような内容の精査をしている段階で、やはりこれまで i m a k i b i さんにおいて、移住相談それから交流会の実施あるいは現地案内のほうを精力的に動いていただいておりますが、その中の課題で情報発信をするという分野も委託に出しておりましたが、なかなかこのあたりがマンパワーの問題でちょっと難しいんだという相談も受けておりまして、令和4年度につきましては、その情報発信の部分を町のほうでInstagramを通じて、しっかりそういった情報を出していくという方向にしまして、令和4年度の委託料のほうから、その情報発信の業務は削除させていただきまして減額をして、移住相談それから交流会の実施あるいは現地案内、こちらのほうの業務をしていただくということで契約のほうを締結させていただきました。

それから、令和5年度につきましては、改めて年度替わりにプロポーザルのほうをさせていただきまして、今ちょっと手持ちに資料がございませんが、一定のK P I をもってプ

ロポーザルのほうをさせていただきまして、業者のほうを募集させていただきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

岡田副町長。

○副町長（岡田 清君）

顧問の設置につきまして御説明を申し上げたいと思います。

成田議員御承知のように、多分よその市町村ですと、この顧問の設置条例には地方公務員法との規定を根拠に顧問を置くというふうになっておると思います。この前、なぜ載っていないかということなんですが、この立法上の手続、そのときのことを振り返ってみますと、古い話になるんですけど、合併をして旧賀陽町長さんが新しい吉備中央町町長になられて、加茂川のことがあまり分らんことがあっちゃいけないので、アドバイザーとして置こうということがもともとで、この規則をつくったわけなんです。この規則の設置については、合併協議会で協議をして、両町の議会で見ただいて設置したということなんです、皆さん一応知っておられるということになると思います。当然、そのときにそういう設置規則がないんで、いわゆる補償というんですか、公務災害とか、そういうものもないし、報酬もないし、それでいきますと、もし出てきたらいけないので、第4条にあります必要な事項については、町長が別に定めるということになっております。今回の場合も、あと顧問になったものは、アーキテクトに任命しておりますんで、そちらのほうでは報酬はなしと、ただ必要経費、例えば旅費とかというものについては、実費を払うということになっておるとは思いますけど、そういう経緯があつてできた規則を適用したということとであります。

以上です。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑ありませんか。

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

じゃまた、順番どおり皆さん答えていただいてありがとうございました。

じゃ1番、まず1つ目の企業版ふるさと納税のことで、また質問いたします。

12月に国からのその説明があつて、計画は2月という流れだったんですが、これ1月に町内で行われた会議で、役場の方が全額、その民間企業の経費で設置されるっていう発

言を公の場でしてますので、少しちょっと流れが、流れというか、そのとき、まだ町には話がなかったのかというのが疑問に残るんで、もうちょっと答えていただけたらと思いました。

この事業、ちょっと内閣府の資料を読んで、そして私も内閣府に電話して聞きました。ちなみに、副町長が以前私が経済産業省に問い合わせたら、担当の名前まで言えということが委員会で発言があったのですが、内閣府の担当の方、また言えというのであればお伝えできます。

さて、この事業、事業経費2分の1が国の費用で、国が交付金と出して、残り半分はナカシマが企業版ふるさと納税制度で寄附金を出すから町に負担はないという、先ほども答弁あったんですけども。これ内閣府のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&Aというところで、担当者にも確認したところ、地方公共団体が条例や規則を遵守した上で、当該事業に係る入札や契約事務の手續において、寄附の受領を理由に寄附法人とそのほかの法人と別に取り扱う場合を除けば、利益を供与することには該当しないということなんです。

じゃ、ここで別異に取り扱う場合ってどういうことかなあとということで考えてみたときに、企画課のほうで作成して、多分国に提示してます事業計画の中で、この新築の建物を利用するということにこう書いてあるんです。施設所有者がナカシマホールディングス、施設運営者がシステムズナカシマで、ここ区分は新築ということが書いてあって、既存施設の活用についての検討の内容というところで、吉備中央町の中心部である吉備高原都市内に活用可能な既存施設なしというふうに記載されております。

ただ、皆さん、思い出していただきたいのが、地方創生推進交付金事業で吉備高原都市内にある町有施設を活用して、サテライトオフィスやテレワークの事業を行なっている会社はあると思うんですよ。そこの会社に確認したところ、そういったこのテレワークなどを活用して事業を進めるということを町から話が来たことはないんですということをおっしゃってました。この事実を考えたときに、これ、この寄附の受領を理由に、寄附法人とそのほかの法人と別異に取り扱う場合を除きというところで、これ特別な関係が見受けられるんじゃないかなと思います。

先ほど私質問したとおり、顧問は誰で、どんな人がなって、なぜ町政に識見があると捉えているのかということについて答えをいただけてません。これ1人は、システムズナカシマ、ナカシマホールディングス関係の方が顧問になられてるということを見れば、企業

との癒着に見える可能性もあるんじゃないかと私は思うんです。つまり、先ほどから、この企業版ふるさと納税を寄附する法人がナカシマで、それに基づいて施設を整備する、その整備の建物の所有者もナカシマ、その管理者のナカシマ、事業主体はというと推進協議会なのか、LLPなのか分かりませんが、同じような関係者が関わるんじゃないかと思えます。

ここで聞きたいのが、これ、私から見れば、すごく客観的に一町民から見れば、これ経済的な利益を供与するということに対して抵触するのではないかと思うんです。そこで、抵触しないという理由を詳細で、分かりやすい説明を、まず求めます。

2点目、LLPとの委託料なんですけれど、各種サービスの委託料なんですけど、LLPとの連携で直接は富士通が困難ということなんですけど、その認識は、国の取決め上なのか、もしくは役場としての考えなのかというのを教えてください。

3点目、規則の改正などということで、また私が言及したことがそのとおりであったのかなと考えますと、これ地方公務員法第29条で、地方公共団体の規則とか、地方公共団体の機関が定める規定に違反した場合は懲戒処分ということが書かれております。規則を違反するということは、それぐらい重いことなんだということをもう一度言及しておきます。しかも、これは私3月議会の前に、総務課の、こういう条例等に詳しい方に聞いたんです。これ聞いてますかと、12月議会で私は質問したんですと言ったら、その方知らなかったんですよ。つまり、議会という場で私がこの法について言及したにもかかわらず、役場内でそれを改善しようとかという動きがなかったということなんです。議会の発言を軽視してるのかなと思わざるを得ません。

4点目は、プロポーザルでということだったんです。これは、またちょっと置いときます。

5つ目は、母子手帳のデジタル化のサーバーについてなんですけど。

構築が出来次第つながるということは、実施計画では多分今年度中につながるって書かれてたと思うんです。来年度予算の中に、じゃ、その開発費用ってどこに含まれるのかってことを教えていただけたらと思います。

というのが、母子手帳デジタル化ってのはもう、多分ですけど、昨年度の1月下旬ぐらいに町はプロポーザルをして、そっから始まったことだと思うんですが。データ連携基盤とこう、一緒に構築していくという前提で、ほかの全国500以上の自治体を使う母子モを使わなかったっていう答えも、いろいろ委員会は聞いてますので、これ、遅れている理

由とか、もしくは来年度のどこの予算に含まれているのかっていうところを教えてくださいましたらと思います。

6つ目、さき副町長答弁いただきましたけど、この顧問がどういった方で、町政に関して識見がどういった点からあるのかっていうことと、先ほどこの設置の経緯は述べていただいたんですが、法的位置づけについては答えがないので、地方公務員法の第3条では特別職は以下のとおりであるというところで、非常勤の特別職と非常勤の顧問っていう、もう言葉にあるので、これ法的位置づけもこちらで合ってるのかどうか、お聞きしたいです。これも教えてください。

仮に特別職の公務員である場合には、地方自治法203条の2で、非常勤の職員に対して報酬を支給しなければならないって書いてあるんです。専門委員には報酬を支給しなければならないんです。じゃ、今、無報酬だということをおっしゃってました。無報酬であれば条例で特別の定めをした場合はこの限りではないと、これ地方自治法で決められています。じゃ、報酬の有無っていうことを答えていただいた上で、もしないのであれば、さっきないって言ってましたけども、どの条例でこの町で規定されているのかをお答えいただけたらと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

それでは、成田議員の御質問についてお答えします。

最初、企業版ふるさと納税の関係の再質問でございますが。

この企業版ふるさと納税を寄附していただく場合には、町のほうで地域再生計画というものが必要になります。その地域再生計画に基づいて、企業さんがどの事業に寄附をしていただくというものになりますので、今回のテレワークとしての形で寄附をいただくわけですが、そのテレワークの部分に直接充てるのではなくて、町のいろんな施策、子育て世代とか、いろんな形の施策もございまして、その部分については企業さんのほうはその辺を、再生計画に基づいて寄附をいただくという形にはなろうかというふうには思っております。

それから、LLPの関係でございますが。

こちらについては、国の指示というよりはLLPとして今事業を行なっておりますの

で、それが町のほうの判断というか、LLPの中との協議の中で決めていくことになるのかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（難波武志君）

岡田副町長。

○副町長（岡田 清君）

それでは、顧問の設置につきましてのお答えをいたしますが。

先ほど言いましたように、この規則の適用については、両町議会あるいは合併協議会で御相談をいただいて、これは無報酬で、いわゆる地方公務員法の適用を具体的にはしないということで、当然、本人も辞退をされまして、今回の場合もそうだと思います。したがって、先ほど言いましたように、通常の顧問設置条例でしたら地方公務員法の根拠規定あるいは専門委員会の設置規則、こういうものが多分明文化してあると思うんです、それが無いというところがそこなんです。

なぜ、もう一つ顧問にしたかということですが。少なくとも、この現在のスーパーシティからデジタル田園健康特区に指定をされるまでのいろんな積み重ねというのは、この顧問さん、アーキテクトの方を中心にした積み重ねで出てきた、非常に、我々の能力以上にいろんな専門的な知識を持っておられて、町長を補佐するためには、非常に有効な人物であろう、またもう一人も岡大の先生ですので、これ医学のほうには精通しておりますので、この健康特区には特に必要な人材ということでお願いをしたということでもあります。したがって、こういう言い方がいいか、どうかは別といたしまして、非常にボランティア的なもので、一応名前は顧問ですけども、当然合併のときもそうだったんですけど、無報酬のボランティアで、町のために尽くしてくださってる、そういう人を顧問にしようということでこの規則ができたものですから、それを設置した。

もし、これからそういうことが必要になってくると最後は、先ほど言いましたように第4条にありますように、その都度町長が定めるとなっておりますので、そこら辺でまた、例えば顧問弁護士を雇うとか、職員にするとかということになりますと、また別のことになってくると思いますが。そういういきさつで今いっておるところでございますので、そのままずっと未代行くということじゃありませんので、もし必要になりましたら改正があったり、第4条を適用するということが可能性はあるということでございます。

○議長（難波武志君）

石井議員、ちょっと発言を控えてください。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

すみません。もう一点データ連携の関係につきましては、基本的にP H R基盤からデータ連携の関係については、タイプ3の事業のほうで行うという形になります。

以上です。

○議長（難波武志君）

答弁はよろしいですか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑ありませんか。

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

じゃ、2点質問します。

まず、1点目が先ほどのサービス委託料などについてですけど。

何か町の判断よりL L Pの判断がっていう今答弁がありました。これ、町のお金を使うんじゃないでしょうか。何でL L Pの判断が上にいくのか、私非常に大きい疑問を今持ちましたので、答えていただけたらと思います。

そして、L L Pとしては任意団体なので法的根拠がないということで、契約できないと思うんです。だから、L L Pというよりは、その企業名、職務執行者までいつもしっかり書くべきであって、今朝頂いた資料においても、施設使用料、L L Pの誰なのかが分かりません。結局、ここで聞きたいのは、町の判断よりL L Pの判断が上になっていると、一方で町の費用、皆さんの税金を使うっていうことに私は矛盾を感じています。説明をお願いします。

2点目が副町長これ、今の副町長と町長の判断の話であって、私聞いているのは法的な位置づけなんですけど、それ書いてないから自由でいいんですかね、無報酬でいいんだとなると、合併当初のことを知らない方が副町長とか、町長になったときには、また運用って変わりますよね。そう考えたら、これ法って一体何のためにあるのかっていうふうな疑問が出てくるんですけど、名前を絶対に言ってくれないですね。私、どなたがなっているのかっていうことを一番初めの質問から聞いているんですけど、もう3回目の質問になってし

まいりました。

また、もう一回聞きます。顧問はどなたがなっているのか。そして、アーキテクト設置規則で町のアーキテクトはどなたがなっているのか。先ほどお伝えしたように、この規則で法的な位置づけってというのは、ちょっともう一度聞いております。

ちなみに、ほかの自治体でしたら地方公務員法の第3条、非常勤の特別職ということですが、町は書いてないから、ちょっとよく分かんない、感想というか、そのときの判断によるんじゃないかなと思いますので、お願いいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

すみません。サービスの関係です。

こちらは、当然町のほうが判断して行なっていくということで思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（難波武志君）

岡田副町長。

○副町長（岡田 清君）

お答えをいたします。

氏名につきましては、那須保友、これは役職では国立大学法人岡山大学、今日現在では副学長であります。もう一人が橋本幸夫、これ役職は株式会社ナカシマブレインズ代表取締役社長であります。

それから、規則、法律もそうでございますけれども、やはり設置をしたときに、恐らくどの法律を見てもなかなか解釈ができんと思います、例えば逐条解説があると思いますけど、それはやっぱりそれぞれ引き継いでいく分野もあると思います。ですから、最初言いましたように、合併協議会で協議をして、それから両町の議会で承認をいただいて、こういう目的で、こういう内容でやりますよということを全部の規則、条例について見ていただいて、（平成）16年10月1日に施行しとる規則、条例は、それでスタートしてきておるわけであります。

もう一点は、先ほど言いましたように、法的な位置づけ、ほかの自治体でしたら、例えば地方自治法の174条の第1項に基づく顧問を置くとかというふうになっております

が、先ほどこちょっと、言い方がいいかどうかは分かりませんが、この規則の設置の趣旨からして、いわゆるボランティアで非常に有能な、町長を補佐できるような人をそういうふうな任命をしようという目的でつくったわけですので、地方公務員法を適用しますと、御承知のように、もう全て公務災害とか、いろんなことが関わってくるわけですが、それももうなしで、もう無償の本当ボランティアでやっていただくということを目的にしたわけですね。ただ、これから先には、それはもちろん必要になってきたときには、それを改正をするというんですか、適用していくと、そういうことはありまして、これをかたくなにずっと押し通す、そういうものでもありませんので、そこは御理解をいただきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑ありませんか。

11番、西山宗弘君。

○11番（西山宗弘君）

11番、西山です。令和5年度、新年度に対しまして、予算の執行に当たりましての金額の質問をしたいと思います。

ページ数でいいましたら54ページ、区分のところで工事請負費の1、335万円、交通安全施設工事とありますが。これは説明のときにはガードレールまたカーブミラーの設置等で、担当建設課だと思っております。これにつきまして、この予算で十分な予算だと思っておりますが、なかなか設備工事が進んでない現状っていうのもあります。これだけの予算を組んだ以上は、交通安全のため、また事故の減少も含めてしっかりと、設置のこれだけの予算があるんですから設置をやってもらいたい、工事のほうをやってもらいたいということ。

それから、もう一点は、114ページ、消防費のところにありますけれど、負担金補助及び交付金のところの一番下のところで、防災士資格取得講習等負担金とあります。これが136万2,000円、この防災士については再三総務課のほうへ申しあげましたけれども、防災士を取得する負担金等々の、この町の方針に異議があるものではございませんが。しかしながら、もう多分40数名、50数名という防災士の資格者がおられると思いますが。それについて、この防災士の資格を取得することを目的でなしに、防災に関するこれからの啓発であり、そして準備であるということが目的であることを申しあげたと思っております。この講習等負担金という中には、その講習も、講習っていうか、その防災に関

する会議等の費用も含まれているんですか、それとも別なんですか、それをお伺いしたいと思いますが。

昨年12月の遅くになりまして防災士の関係の会議がございましたが、全く意味のなさない会議だと思いますが、これについてもお答えをお願いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大月建設課長。

○建設課長（大月 豊君）

西山議員の御質問にお答えいたします。

本年度1,335万円の予算をいただいております。件数もなかなか多いところありますので、有効的に効果が出る対策をいたしまして執行していきたいと考えております。

以上です。

○議長（難波武志君）

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

西山議員の防災士の取得についての費用のことでございます。

そこに計上しております金額につきましては、防災士の取得に係る費用の負担でございます。

あと防災士の会議を昨年12月に行いました。そこで、今、町内で防災士を持っている方全員の出席はいただいております。その中で何割かの方に出席をしていただいて、初めて町内での防災士の方に集まっておきまして会議のほうを行いました。防災士の方の意見をまずお聞きして、それから町としてこの防災士の方々の御協力をどのように取っていくかというものを考えていく会というふうに初回のほうは行いました。その声を聞き、2回目、3回目というふうに会を行おうとは思っているんですが、まだちょっと今、2回目の開催がようできておりません。新年度になりましたら、改めてまた集まっておきまして、町としてどのような形で防災士の方にお手伝いいただけるか、地域での活動をしていただけるか、そこらも踏まえまして、お話のほうを進めていきたいというふうには思っています。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑ありませんか。

11番、西山宗弘君。

○11番（西山宗弘君）

1点目の交通安全施設工事については、多分数がかなり出てくると思いますし、ガードレールも老朽する、それからカーブミラーもガラスの面が曇ってくる部分で、大分次々要望があると思います。どこからっていうことを、建設課のほうから、受付順番ではあるうと思いますけど、重要なところ、難所において早く設置しなければならないところをよく見定めて、設置のほうをお願いしたいと思います。十分この予算でいけるとは思いますけれども、その数というのがちょっと分かりませんが、数のほうは結構ですけど、何にしても早急に、交通事故ないように、交通安全のために設置のほう、せつかくの予算ですから、執行のほうをお願いしたいと思います。

総務課の課長が今お答えくださいました防災士取得、根本的、すみません、ちょっと聞きます。

防災士の資格を取って何になるんですか。防災士の資格を取ることを目的とするんじゃないに、吉備中央町としては、町長いつも言ってますように、災害時における一つの対策であり、備えであるんですよ。その備えであるために防災士っていうものが、ほんなら災害時に現場に出て何か役に立つてことは絶対ないですよ。私も負担金をいただきまして防災士の資格を取得はさせていただきましたが、何も私ができるわけじゃないです。防災士っていうのが、そういう防災に関するノウハウをいろんなところで皆さんにお伝えをし、そして多くの皆さんとそのことを周知しながら、防災に備えるということが目的であって、防災士をたくさんたくさんつくるのが目的じゃないんですよ。40数名か50名ぐらいおられると思いますし、十分、吉備中央町内、旧加茂川から旧賀陽までの端までおられると思います。そういう人たちの活躍できる場所、活躍ってというのは語弊がありますが、活用できるように、そしてその防災士の意義が達成できるっていうか、そういうことを含めて考えてほしいんですよ。

だから、再三、同僚議員も以前の一般質問でも質問してましたけども、その吉備中央町防災士協会っていうものができるのか、できないか分かりませんが、そういうものを設置しながら、そしてより多く、広く、これを反映させていただきたい。これ、課長、防災士の取得だけで136万2,000円ですか。今答えにあったのは、取得だけの費用とするんでなしに、それが活用できる、取得も必要なんですけれども、そういうことをよう精査しながら予算組みをしてほしいです。せつかく町が、先ほど来出てます税金ですか

ら、そういうことをして活用ができるようお願いしたいと思いますが、お答えをお願いしますし、町長もコメントがあったらお願いします。

○議長（難波武志君）

山本町長。

○町長（山本雅則君）

言われたとおり、決して防災士の数を増やすためにやってません。防災士を取っていただいて、いろんな講習を受けて、それを地域に広める、そしてその地域がより安心・安全な地域になることが目的でございます。ですから、ある程度50名の防災士ができましたら、今度はその方たちがいかに活躍できる場というのをつくるのも、この予算の中ではやっていきたいと思いますが、项目的に違ったら、また活動できる予算というものに組替えということも必要だろうと思ってます。

○議長（難波武志君）

11番、西山宗弘君。

○11番（西山宗弘君）

今町長が答弁してくださいましたけれども、まさにそのとおりなんですよ。そのための町のお金なんですから、それが有効活用できるよう、これからは努力していただきたいし、総務課長に最後に苦言を申し上げますが、再三申し上げますけど、早くその会議を招集して、そして早い時期にこの防災士協会が設立できるものならしてほしいですし、災害って待ってくれませんから、いつ、どこで、どのような災害が起きるか分からないっていうこともございます。

それと、この前の会議のときの付け加えじゃないですけど、町としてすべき一つの事業とか、町の仕事を防災士に押しつけるんじゃないでして、町は町としての取組っていうものをきちっと明解にしながら、そして防災士の皆さん方と共に、防災に対する認識をいま一度やってもらいたいという、そういう思いがします。最後は、それを申し上げて終わります。

○議長（難波武志君）

質疑ありませんか。

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

3か所、53ページ、総務、それから93ページ、農林、121、教育に関して3点質

問させてもらいます。

まず、総務のほうは、昨日の補正予算案の論議の中でも取り上げたことに関係するんですが。今年度ですか、まだ、4,400億円の残が生まれてたという事実、そのことを巡って質問をさせてもらいました。改めて、今度の4億4,700万円がそういう意味ではどういうふうにも有効に使われていくのかな。使われるだけでなくって、この交付金がどのように、それぞれ企業等に分配されていくのかなあ。このあたりが少し気になりまして、質問をさせてもらおうと思います。

53ページには委託料としてのデジタル田園都市推進業務、これは2,000万円、それから負担金補助及び交付金のところで4億4,700万円と、こうなっているわけですが。1つ目の委託料のほうの2,000万円は、どんな内容を、誰に委託をしているのか、どんな仕事をするために。このあたり、少し具体的に聞かせていただけたらと思います。

そして、なぜ、この交付金のことについて提起をさせてもらってるかといいますと、実は、配っていただいたデジタル実装タイプ1実施計画などの、この冊子を見ていました。その中で、この中のページといたらいいんか、42のところ、この経費分担などという項目の中で、下の欄にこんなふう書いてありました。最初のフレーズでは、大きな予算組みを行い、その後推進過程でフィードバックを受けながら、組合員同士の協議で柔軟な予算執行を行うことができる。その交付金は資金を塊として投入すべきである、言わばざっくりまとめて投入すべきだというふうな文章まで加わってますが。そうすると、文字どおり受け取るのはこのLLP、その前に提起するのが推進協議会、そういう感じになりますね。そこの分がもう一つの文章、これと一緒に配ってくださった文章には、町の関与についても赤印で書いてあります。その趣旨が町も入ってというふうになっているにもかかわらず、そのことが必ずしも、この今読んだ文章の中から読み取れないので、町の事務局が入って、その関与している部分と、この分配との関係、どうなってるのかなあ。要は、町が主体的に、この配分に責任を持ってやっていける体制になっているのかどうか。このあたりが一つの、私としては質問したい中身なんです。ひとつ、よろしくお願いします。

それから、2つ目の93ページ、これは農林関係ですが。

かなり、予算配分、きめ細かな配分がなされています。例えば経営継承発展支援事業費200万円、それから経営開始資金1,200万円、早期経営確立支援補助が30万円、

一番多いのは経営発展事業補助金1, 687万円、次世代人材投資資金に、経営開始型に900万円などなど項目点、挙げられてます。きめ細かく、新規に農業経営を始めてくれる人をどれだけつくり出していくか、そこに応援をするか、そういう趣旨でつくられたと思うんですが。私この前の一般質問でも、この個々の事業、補助事業が、個々ので終わらずに、これからの町が目指す全体の方向との関係で盛られていくというのが必要なんではないか。そのことを広くみんなに知ってもらって、安心して事業に参加してもらおう。言わば振興計画をしっかりとしたものを持った上で、これが一つ一つ位置づいていたら、どれだけ有効なものになっていくか。こんな視点から見れば、せつかなものが不十分になっていく可能性を感じられますので、こういう質問をしています。一応、これからは地域計画等、国からも提起されてきてますが、そのことがこれとの関係でしっかり生かされていくような方向で論理されているか、計画がされてるかどうかを、基本的な質問内容として聞かせてもらいます。

それから、121ページで、これ給食費のことなんです。

給食費にえらいしがみついたような感じで、あれこれ言うてるんですが。今年もコロナの交付金によって、一応、給食費は無償という形になってます。ところが予算化されてるわけです。ということは、コロナのこの交付金が、いつ止まるか分からない。だから、一応予算の組立てをしている、こういうふうに理解ができるんですが。たとえそうだとすると、せつかく始めた給食費の無償化これが、例えば義務教育の無償というところにしっかりと位置づけるにしろ、当面の子育て家庭の窮状というふうなことを見通しての応援だとしても、やっぱり基本的には、これから先の恒常的な方向性が示されるというんか、用意されてるかどうか。もし用意されてるなら、それをしっかりと前へ打ち出しながら、でも用心のための予算配分だというふうに、私はぜひ受け止めたいと思ってるんですが。その辺はどう思われますか。

ということで、3点をお聞きしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

それでは、日名議員の御質問についてお答えいたします。すみません。

最初に質問いただきました53ページのデジタル田園都市の推進業務の2, 000万円

についてですが。

こちらは、今年度事業を実施しております部分についてのランニングコストといいますか、それを維持していくための経費ということになります。主なものとしまして、PHRサービスの利用料であったり、それから歯科クラウドサービスの利用料、それから介護高齢者等の見守り、移動サービスについての人件費部分等も含まれます。そのほかにもデータ連携基盤サービスの利用料等を積み上げたものがこの2,000万円ということで計上させていただいております。

それから、もう一点、デジタル田園都市国家構想の交付金の4億4,700万円につきましては、こちらについては町のほうが主体的に取り組んでいく事業となります。その部分で各事業についても、新年度になって予算承認いただきましたら、どういう形でまた事業者の選定ということも考えていかないといけないかなというふうに思っております。

また、この事業については、町の事業だけではなくて、全国の中山間地域の自治体のモデルをつくってほしいという国からのそういうふうな指示も、期待もされてる事業ではございますので、町としても町の事業だけの部分ではなく、全国のそういうふうなモデルとしての部分についても、国のほうへ相談とか、アドバイス、指示等もいただきながら進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（難波武志君）

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

それでは、日名議員の農業関係の補助金についてお答えいたします。

この補助金は、いずれもこのたくさんの項目がありますが、国の補助金の規則にのっとっての事業名として、ここで計上させていただいております。経営の開始に必要な資金を交付するとか、経営継承というのは、親から子に引き継ぐ場合に必要な経費、資材等の補助金がありますが。これもいろいろ制約はありますが、そういったところをクリアできる方に補助のほうをしていくようになっていきますので、そこら辺が全部が一体にということとはなかなか難しいんですけど、それぞれ国、県の規定項目にのっとっての補助事業ということですので、町でそれを独自にまとめてするということは、ちょっとまだ今のところできませんので、こういった小分けな補助事業の交付のほうになるようになっております。

○議長（難波武志君）

大月教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大月道広君）

それでは、御質問にお答えいたします。

給食費につきましては、自校給食につきましては小学校費の学校管理費で賄い材料費であるとか、物品の購入費とかということで支出のほうをさせていただくようになっております。また、共同調理場などにつきましては、保健体育費の保健体育総務費のほうで賄材料費、あるいは修繕であるとか、物品購入とか、そういったところで支出のほうはさせていただいております。

また、給食費につきましては、収入のほうで雑入のほうにあります。例えば39ページの下から6行目、小・中学校教職員等の給食代と書いてありますが、これは学校の先生また調理場の職員、そういった方の給食費ということで収入はしております。令和5年度につきましては、まだ社会情勢等の影響から物価高、そういったこともありますので、引き続き御家庭の負担を軽減するというので、給食費のほうは無償ということで予定をしております。今後につきましても、教育委員会としまして町部局のほうにしっかりお願いをしながら、何とか対応できないかというふうなことで今考えておりますので、どうか、引き続きよろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

他に御質疑ありませんか。

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

交付金の、この支給の仕方が一塊でっていうことをわざわざ書いてある、この一塊を基にそれぞれLLP等の中で具体化されていくんだということなんだろう。最終的に決着するところの年度末、ここではその一塊から取っていった残りをというんじゃなくてきっと企業ですから必要経費、利潤などを踏まえた上でその分配を相談をしていくんだということになると思うんです。そのときに入札とか、そういう形を取らないわけですから、話し合い、協議で決めていくというふうに強調されてますよね、話し合いで決めていく。このあたりが、逆になれ合いになっていく可能性はないのかという危惧を持ちながら、質問してる。そのときに、町のそこへ入っていった役割がしっかり果たされるのか、あるいは町の監査委員会等もそのメンバーの中に入ってるわけですから、そういう役割がどこまで手が

届くような仕組みになってるのか、ここらあたりがしっかりしておれば、入札という制度でなくて、発信、自発の関係を前提にして、しっかり公平公正に交付金が使われていく、分配もされていくということだと思っんですが。そのあたりとの関係で、例えば国の例のオリンピックのあれじゃありませんけども、交付金を巡っての談合というのはいっぱいありますのでね。そういう意味では警戒心を持ちながら対応するか、目を向けていかざるを得んということでの質問なんです。

併せて、新たなモデルをつくる、全国的にも。ところが、このデジタル遠隔のための行動規範の中には、できない理由ではなく、できる理由を考えて行動しましょうとありますが。そのときに括弧して、町民を行政や制度の都合に合わせないというふうにわざわざ書いてありました。ですから、全国のモデルをつくるためにという、そのことが先行するんじゃないくて、本当に地元の人たちが必要とするサービスをどうつくっていくのか。それが結果として全国のモデルになるという発想であれば、まだ納得できるんですが。全国モデルを前提にしてサービスをつくっていくというのは、これは目的が若干入れ替わってないかという気がしますので、併せて質問させてもらいます。

それから、農業関係については、個々の補助事業の具体化だというふうに説明を受けました。それはそれで納得できるんですが、その一つ一つの成果などを見るときに、一定の、もともと吉備中央町が持っている計画、目標、それに基づいてその補助事業がどう展開されて、成果を生んでいるかという流れとしても見なかったら、新たな施策を上要求していくということにも結びつかないと思っんです。そういう意味では、これはそれぞれの補助事業をそれなりにこういうふうになしてますだけでなく、せつかくのあれですから、自治体としてのそういう方向性というんか、計画を持ちながら、目標を持ちながらというところをもっと重点的に考えていただけたらというふうに思っしますので、再度そのあたりをお聞きしたいと思っます。

給食費のほうは引き続き、ぜひ、町長は、今の教育委員会からの提起を正面から受けてもらえたらと改めて思っました。お金の使い方については、僕は若干誤解してましたので、分かりました。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

給食費の件、言われました。今までは大変こう、コロナ禍でそれぞれの子育て世帯の方大変でした。そして、コロナ交付金等々を活用して給食費をいただかなかったということが続けました。今年の場合は、町費を持って給食費無料化をやっています。これにつきましては、やはりまだまだコロナ禍大変です、そういう意味合いもありまして、交付金は来ませんが、町費を持って給食費ゼロということに。ただ、今後につきましては、やはり子育て世代の方大変です。やはり、そういうこともしっかりと鑑みて、来年以降についてもこの給食費については、私の今の気持ちは、ぜひ続けれるものなら続けていきたいという思いでございます。

○議長（難波武志君）

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

交付金事業の関係でございます。

しっかりと、このことについては、当然、国の交付金事業であります、会検の対象にもなります。しっかりと町のほうでその辺の経費的などころは、各事業者のほうからもその辺の根拠となる資料等も頂きながら、しっかりと管理というか、その辺が適正に執行されているということは確認させていただきながら進めていきたいというふうに思っております。

それから、もう一点、確かにこの吉備中央町の地域課題を、このデジタルも活用しながら課題解決していくというのがこの事業の目的でございます。そうした吉備中央町の取組が、全国のモデルとなるような形で進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（難波武志君）

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

新規就農者の計画を持って進めていくかということで、一応年間4名ぐらいの新規就農者という目標は、毎年立てておりますが。それに対しての応募等々が若干少なくなっているのが最近の現状であります。それに対する引き続き募集をかけていきたいと思っております。そのため必要な経費ということで、国等の経費を利用して就農に向けて頑張っていただきたいということで進めていきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

これ3回しかできないので、ずっと網羅的にいきます。本当は何か質問事項出しとったほうがいいかなと思ったんですけど、まあ今まで慣例的にやってなかったので、お聞き取りを願いたいと思います。

まず、この質問の私の考え方のベースは、これ当たり前のことなんですが、予算編成、予算執行に当たっては、最少の経費で最大の効果を上げることが基本中の基本だと思います。そういう観点から、質問をさせていただきます。

少し微に入り細に入りということもあるんですが、それはお許し願いたいと思うんですが。実は、今回のデジタルのこともそうですが、数年前から始まっておりましたイノベーションについて、私は、イノベーションヒルズ構想について大変大きな期待を持っておりましたけども、残念ながら現段階では、私が思ったようにはどうも進んでいるようには見えないと。その過程の中で、非常に説明責任が十分果たされたとは私は思っていませんし、業務の成果についての透明化ということについても、私は十分あったとは思っていません。そういう意味で、少し微に入り、細に入りという質問をさせていただきたいと思います。

同僚議員との質問をかぶりますけども、まず最初に、ページ35ページの寄附金のことです。

企業版ふるさと納税のことなんですけども、これ数年前に10万円とかちょっとあったようなんですけど、今回非常に額が大きい、いわゆる地方創生応援税制というんでしょうか。先ほど同僚議員もありましたけども、これについては地域再生計画、いわゆるまち・ひと・しごと創生総合戦略に関わる事業に適用されるというふうに理解をしておりますが、この点については2つあります。

1つは、前々年だと思いますが、ちょっと上がっておりましたが、額、それは10万円ぐらいだったと思うんですが。今回は2,850万円ですか、割と大きな金額になっておりますので、先ほどもちょっとの同僚議員の質問にもありましたけども、これは先ほど質問のあった事業、ナカシマということも上がっておりましたが、それ全部そうなるのか、ほかにその企業からの寄附は、ナカシマ以外にも予定があるのかの見込みが1つです。

それから、先ほど課長答弁にありましたけども、国のほうとも説明を受け、協議して、

さっきのその開設に当たる支援金でしょうか、そこに2分の1充てるということでした。これがいわゆる企業版ふるさと納税の中で、寄附を行う法人が寄附を行う代償として便宜を受けてはいけません。これは当然のことですけれども、先ほどの開設に当たって企業を使うこと、企業がこれから所有する、そして運営する施設にその公費が充てられるということは、この寄附を行うことの見返りというか、代償に本当に当たらないのかということについて、これ当たるとしたら後々大きな問題になりますので、ここは明確に当たらないということであれば、そのように根拠をもってきちんと、もう一度お答えをいただきたいと思います。

それから、53ページの委託料でありますけれども、同僚議員もいろいろあったのもう一々、すみません、そのことは割愛して。実は、この2,000万円は単町費ということで、先日からやっておりました予算の審査の中で説明がありました。この2,000万円プラス幾つかあるんですが、それについては今年度やったデジ田関係3事業のランニングコスト、これ、課長も先ほどもそういう答えもしておりましたし、そのとおりですが。実は、この中で、じゃあそのランニングコストは、予算書では各ページ、各科目等々にわたっているけれども、一覧を出してくださいと言ったときに、17日に一覧表が出ました。これびっくりしたんですけど、そのときの資料では3,000万円を超えているランニングコストがかかる。実は、今日、訂正版が机の上というか、この中に入っておりました。これについて17日に説明はいただいたんですけど、少し変わってるところもあるので、その変わった点の理由と、それから新たに付け加えられた項目もあります。それ、ちょっとお答えいただきたい。でないと、ちょっと、先ほどの透明性とか、説明責任のことで、私は非常に不信というか、大丈夫かなあとということを思っておりますので。

まず、17日に配られた資料から外れているものがあります。それは、17日の資料では備品購入費50万円、ほかパト子機購入費というのが入っておりましたが、これがどうも入っておりません。今日、朝見たばかりなんで違うかも知りませんが、これ入っておりません。それから、あとは入っているのかな。

それから、今日配られた資料には新たに需用費として、きびプラザ待合の12万4,000円というのが加わっておるようです。合計が、17日の資料では3,015万6,000円だったお金が2,978万円になっております。このあたりは、どちらの資料が正しいのか。新たに今日、これは訂正版だと思いますので、こちらの金額の違いについて、ちょっとこれは掲載というか、ここに上げたのが違ったんだということであれば、

そのように御説明いただきたいと。

それから、17日の資料は、これ訂正版とあって、今日配られた資料で、少しお尋ねをいたします。

まず、これが正解とあっていきます。まず委託先でありますけども、委託先は、これ当然予算でありますので、これ全て書いていただいて大変ありがとうございます。これは委託予定先というふうに厳密には認識していればいいんでしょうか。もうこれは決定しているんでしょうか。

これ先ほどの、最初に申しあげましたように、最少の経費で最大の効果を上げるという意味であれば、地方自治法ではそういう様々な業務をお願いするというか、委託する場合は、一般競争入札というのが原則になっております。随意契約という方式もあって、それは幾つか条件があります。少額の場合であるとか、特定の団体しかできないとか、緊急を要する場合とか、このときの委託先と書かれている、ずっと全部書いていただいておりますけども、これは、例えば法令によれば130万円以下は、これは問題ないんですが、それを超えるものについて、これは委託予定先としてそうなのか、あるいはもうここしかできないということで、もう既にそれはほぼ決定されているものなのか。そのあたりのことについて説明をいただきたいと思います。上から順番にです。

それから、母子手帳のことですけども、それはちょっとこの説明の後で聞きます。

それから、53ページの、先ほども質問出ました負補交の来年度の4億4,700万円でありますけども、これについては予算審査の中で3月末に、国への申請の関係もあって提示するというふうに課長から説明がありました。

でも、予算で今までは大体道路建設とか、すぐ成果が目に見えたりして分かって、そこで全部ああそうだなということで、もう大体イメージもできたんですけども。先ほど申しあげましたように、イノベーションのときに本当にシステム開発料とか使われているかどうか、訳の分からんものが、私から見ればありまして、もう少し御説明をいただかないと、この4億4,700万円、本当にどうなるのかと、もちろんその、また詳細は詰めてると思います。

ところが、先日というか、この20日に発行された町の広報では、何ページかどうか、ちょっと今日持ってきたんですが、令和5年度の予定として町の広報には、買物環境の社会実装、それから遠隔診療というのが載っております。これは、別に鬼の首を取っていつてるのではなくて、細かいことまでまだできていないとしても、この4億4,700万

円の大まかな事業、どれぐらいな金額でいこうというようなことはできているのではないかと思いますので、その点についてちょっと御説明いただかないと、どのようなところでこれが使われるのか、ちょっとよく分からない。

それから、この場合、この事業がまだ確定していないので何をやるかはっきり分かりませんが、この令和5年度にある事業で、令和6年度にランニングコストが発生する見込みがあるのかどうか。まだ決まってないのと言うというのは無理だったらよろしいんですけども、そのようなことについてランニングコストが発生するのかもしれないのか、あたりについても、お尋ねをしたいと思います。

それから、あと、先ほどの60ページの委託料で関係人口の創出というのがありました、60ページの委託料です。これ、さっきimakibiの更新の話も出ましたが。もうこの議場では申しませんが、私は非常にそのimakibiの動きについて知らされないままいろいろ動いたなあということを書いて、ちょっといろいろ思うところあるんですが。それはそうとして、更新回数が減ってるとかということ、インスタグラムの運営というものについても300万円ついておりますけども、これプロポーザルで実施予定ということですので、これはインスタグラムの運営については、もう一度そのプロポーザル、どのようなプロポーザルの仕様を持つてするのかということが、今既にその仕様書があらかたできていれば、説明をいただきたいと思います。

それから、最後ですが、その顧問制度の件です。

これは、ちょっと明確にお答えいただきたいんですが。るる経緯は説明ありました。私も合併時ちょうど議員になったばかりでよく分からなかったんですが。先ほどの指摘のように、これは地方公務員法、地方自治法等々に照らすと、先ほどのお答えではボランティア的なものというお答えがありましたが、それは公務を行う者として、やっぱり法令に基づいて、あるいは規則に基づいて全ての業務は執行するべきで、このボランティア的なものというのは、民間ではもちろん、我々はもうボランティアとか、いろいろなことやってますけども、公務としてやる場合は、きちんと法令に基づかなければいけないというふうな、答弁聞いて思いました。そういう意味では、副町長は必要があれば今後いろいろな対処を執ると言っておりましたが、これ今の、今日の答弁聞いて、これ必要があると私は思います。これは早急に、このようなことを、顧問2人のお名前が上がりましたけども、きちんとその非常勤の公務員等々の法令上の根拠を持った規則なりを、やっぱり早急につくべきだと思いますので、その点についての答弁をお願いします。

それから、ちょっと最後までよく分からなかったんですが、顧問のお二人は分かりました。このアーキテクトというものは、推進協議会には任命されておりますが、町にはこのアーキテクトというの職名の方は、ボランティアであれ、何であれ、今はいないんでしょうか、いるんでしょうか。

以上、第1回の質問です。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

すみません。では、山崎議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず最初、企業版ふるさと納税2,850万円についてです。

こちらについては、テレワークの交付金との関係もあってということで、予算のほう計上させていただいております。ただ、この企業版ふるさと納税につきましては、今年度吉備中央町がデジタル田園健康特区に指定されたということで、岡山県内の企業さんからも企業版ふるさと納税をいただいたようなこともございます。この辺はしっかり、全国に吉備中央町をPRさせていただいて、企業版ふるさと納税を寄附していただけるように、その辺はしっかりと周知、PRのほうを行なっていきたいというふうに思っております。

それから、テレワークの関係ですが。こちら企業版ふるさと納税をそのテレワークの交付金の関係なんです。

こちらについては、国のテレワーク交付金の事業の概要の中にも、こういうふうなテレワークの部分で地方負担分については企業版ふるさと納税であったり、負担金をその事業者からいただくことも可能というふうな形で示されておりますので、この辺はそういう部分を踏まえて大丈夫かなというふうに思っております。

それから、ランニングコストの関係になります。

こちら、ちょっと企画課の関係でいいますと、タイプ3の関係に伴うランニングコスト部分です。これは、ちょっと金額をはじくのに各事業者から参考的に見積をいただきまして、それに基づいて予算計上のほうをさせていただいたものになっております。

それから、総務課の関係になります。これは、金額も申し上げたほうがよろしいでしょうか。

（「はい。」の声）

それでは、企画課の関係、上からいきます。

PHR サービス利用料、この関係が138万6,000円となります。

(「契約方針は。」の声)

あつ契約の方針ですか。

(「契約の方針、メインとするんがどういうふうな、LLPなのか。」の声)

はい。この辺も、やっぱり今年度構築した部分で、その構築した事業者との形での、その随意契約になる部分もあろうかとは思いますが。新たなものをまたつくるというのではなくて、今あるサービスを拡張していくということになりますので、その辺は発生してくるかなというふうには思います。

それから、次の歯科クラウドについては46万2,000円になります。

それから、次の介護高齢者見守り移動サービス、この関係については1,250万円。

それから、次のデータ連携基盤のサービス利用料、こちらについては184万8,000円。

それから、次の施設使用料につきましては、ちょっとまだはっきり決まってないんですけど、すみません、120万円を計上させていただいております。

こちらのタイプ3の中の委託先等という形で書かさせていただいておりますが。こちらについては見積を予算計上する上で取らせていただいたということで、その見積を取った企業さんの名前を書かせていただいているということでございます。

それから次です、総務課の関係になります。

こちらが最初のきびプラザ待合室デジタルサイネージ通信料、こちらが2万4,000円で、委託先が都市サービスとなっております。

それから、次のマイクロEVの修繕料、こちらがツバメ・イータイムで見積額が10万円。

それから、次が役務費としてデマンド交通のタブレットの通信所、こちらが富士通ジャパンで2万2,000円。

次に、マイクロEVの点検費用、車椅子タイプですが、ツバメ・イータイムで10万円。次がマイクロEV点検費用、三輪タイプの乗り物になりますが、同じくツバメ・イータイムで1万2,000円。それから、次がマイクロEVの賠償責任、賠償保険、こちらが損保ジャパンになりまして31万2,000円。

(「配ってあるが。」の声)

○11番(西山宗弘君)

議長、ちょっと動議を。

○議長(難波武志君)

はい、どうぞ。

○11番(西山宗弘君)

すみません、休憩動議を求めるものでございますが。

先ほど来からの予算審議でございますし、質問、議会側のほうの質問に対しての答えが十分に反映してないような気がしますので、ここで休憩動議を求めます。

(「賛成。」の声)

○議長(難波武志君)

動議、賛成の方。

[賛成者多数]

○議長(難波武志君)

はい、分かりました。

賛成者が2名以上ありますので、休憩いたします。

ただいまより11時10分まで休憩します。

午前11時00分 休 憩

午前11時10分 再 開

○議長(難波武志君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事の審査を続けます。

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長(大樫隆志君)

すみません、山崎議員の御質問についての部分ですが。

来年度のランニングコスト、先ほど申し上げました、こちらに計上させていただいているものが見積書等を基に予算計上するために取ったものになります。この契約の体制につきましては随意契約になるのか、例えばプロポーザル等も考えられますし、もう既に今年度やった事業の中での、それに伴う保守的な部分でのランニングコストという部分もあり

ますので、基本的に随意契約になる部分が多いかというふうには思います。

それから次ですが、デジタル田園交付金の4億4,700万円の具体的な事業内容についてですが。

この事業が救急医療の領域、それから母子保健児童見守り領域、インクルーシブスクエアの運営、データ連携基盤、それから新たなものとして、先ほど議員からもお話がありました遠隔診療、買物地域ポイント等の費用となっております。

それから、もう一つ、先ほどアーキテクトの話が出たかと思えます。

こちらについては、当初推進協議会のほうでアーキテクトという形で4名の方を委嘱のほうをさせていただいておりました。その後、この事業が健康特区の関係とか、デジタル田園都市国家構想の交付金事業等も進めていく上で、町側のアーキテクトという立場でお願いできないかということで、昨年4月でしたか、協議会のアーキテクトから町のアーキテクトという形でお願いをさせていただいた経緯がございます。

以上です。

○議長（難波武志君）

荒谷定住促進課長。

○定住促進課長（荒谷哲也君）

それでは、関係人口創出事業の中でInstagramのプロポーザルを実施するに当たって、その仕様書がないのかという御質問でございますが。

今、次年度に向けて仕様書のほうを作成している段階でございます。基本的には、例えば年240回以上投稿を行うでありますとか、移住・定住された方のしっかりしたインタビューを通じての情報出しとか、それから一緒に情報発信していただけるようなアンバサダーの育成、こういったことをベースに、さらに本年度1年実施してきておまして、都度検証とか業者のほうとさせていただいております。そこでの課題点等をさらにこれに盛り込んで、例えば、まず1年目は多くの方に知っていただく、そして興味を持っていただく、さらに興味を持った後に訪れていただく、そして訪れた後に交流していただくというような、そういった流れにつながればと思ひまして、次年度の仕様書のほうをこれから作成してまいりたいと思っております。

○議長（難波武志君）

岡田副町長。

○副町長（岡田 清君）

顧問の関係でございますが、おっしゃられるまでもなく実態に即して適切に運用してまいりたいと思っております。一番には、なっただく方の思いというんですか、気持ちというんですか、条件といいますか、そういうことも一番に尊重して、やはり気持ちよく顧問の仕事をしていただくと、町長の補佐役といいますか、仕事をしていただくことが一番大事でありますので、相手方ともよく話をしながら、それにふさわしい取扱いをしてまいりたいというふうに思います。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑ありませんか。

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

最初に、企業版ふるさと納税については、今回予算組みしている以上にいろんな注目もあるので、予算以上にこれから来るかもしれないということで、今回その吉備高原にテレワークのコア何とかですか、そこに充てられる金は、企業版ふるさと納税の寄附の見返りには当たらないということで答弁をいただいたということで、それが曖昧だと大変なことになるので、一応それはそれで了解しました。

続いて、今日配られた表で、あとは端折ってくれて簡単でよかったんですが。ちょっと私が一番聞きたかったことは、このうち、この委託先等というのは、見積を取ったというふうに読み替えたらいいいということで御説明があったと思うんですが。これは相見積というか、2社、3社から取ったのかどうかということ、もうここだけだったのかが1つ。

それから、この中で、もちろん随意契約、先ほど随意契約の条件がありますが、随意契約に当然、随契でもこれはこうだろうなあというのは分かるんですが、先ほども申し上げたように、原則は一般競争入札です。その場合、これ随契がどこで、全部一々読み上げてもらわなくても結構ですが、おおむね随契はこういうふうになると、例えば総務課のマイクロEV修繕料というのは多分これは、10万円が妥当かどうかは別にして、ツバメ・イータイムが作ったので、これは当然そうだろうなあということが理解できるわけですが。そこら辺は説明はいいので、随契とその随契でない、説明が短時間のほうがいいんですけども、随契として考えてないものがあるれば、それをお答えいただきたいというか、そこを上げていただきたい。

それから、企画課の施設利用料に、先ほども議員も指摘がありましたら、LLPに支払うと書いてあるんですが。これは申すまでもなく、LLPは法人格がないので契約主体に

はなれないですね。この辺はどうなっているのかということをお答えがなかったんですが、これは、なぜ、その17日に配ったものと変更になったのかというのは、精査見直しして、そうだったのか、私はこの今日配られた資料を基に言いましたが、こちらが正しいものなのか、そこもお答えいただきたいと思います。

それから、もう一つ、これは今日配られた資料の保健課になっております母子手帳、これを結構大きな金額、保守委託が198万円で、システム利用料の499万円ですが。これの、先ほど同僚議員からも母子モのこととの比較も出ましたが、最初そなえ社が、たしか記憶では935万円で落札したと思いますが。その後何かいろいろ、この開発を巡ってバーズビューという会社がしたというようなことも聞いているんですが。そのバーズビューが、そこがそうなのか、バーズビューが開発したものであれば、なぜこれがそなえ社にシステム利用料として払わなければいけないのか。この金額が妥当なのか、これちょっと金額も大きいので、お答えいただきたいと思います。

それから、インスタグラムというか、関係人口の創出で言ったのは、やっぱり成果が、先ほどは更新回数ということが一つの成果の指標にはなると思うんですが、本当にこれきちんと、このお金を出しているだけの成果が上がっているのかということをお答えを非常に思っているんで、そのあたり仕様書を、今あらかた概略述べていただきましたが、これが本当にちゃんとこの予算に見合う成果が上がるのか。もちろんその予算ですから、それが以下の場合もあるし、それ以上の場合もあるというのは十分理解しておりますが、この仕様書について、できた段階で議会のほうにも、委員会のほうに開示をしていただきたいと思っております。

それから、顧問とアーキテクトの件ですが、アーキテクトは推進協議会で4名が任命されたのは、もちろん報告もありましたし、知っておりますが。町との関係、身分と申しましょうか、それで顧問とアーキテクトも関係あるんですが、それが副町長の2回目の今の答弁でも、相手が気分よく、そらそうでしょうね、相手の気分よくしていただかなきゃいけないんですが、公務を行う場合は法令というものがありますので、やっぱりそれを理解していただいて、やるとすれば、やはりボランティアでやるというのは、少し恣意的な要素が入るんじゃないかというおそれを持ちます。そういう意味では、きちんと地方公務員法あるいはその地方自治法に基づく規則なりを整備して、それを理解していただいて顧問とアーキテクト、ちょっと前後しましたが、じゃあアーキテクトもこのボランティアという位置づけでと推進協議会のアーキテクトであり、かつ町のアーキテクトというか、企画

者というか、助言者というか、町との関係はそういうふうボランティアでなっているというふう理解すれば、今の段階で、いいんでしょうか。

以上です。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

まず、来年度のランニングコスト、今、議員さんのお手元に配ってるのが、最終的にちよっともう一度精査した資料になりますので、こちらがランニングコスト部分の資料ということだけでいただければというふうに思います。

この随意契約かどうかというところですけど、基本的に総務課、保健課、農林課の関係は開発したシステムを利用するということになりますので、随意契約という形になろうかと思えます。それから、企画の部分につきましても、今年度開発した事業、開発したサービスを利用していくという部分でのランニングコストになってきますので、随意契約になるものもあるかと思いますが、ここについては、また新たな部分でその、例えば介護高齢者等の見守りサービス等、この分については人件費部分がメインになってきますので、そこを随意契約でして、いろんな方に募集かけて動いていくという部分もありますので、この辺も基本的にはそういう形の形態なろうかというふうには思っております。

それから、アーキテクトの関係です。

こちらにつきましては、アーキテクト等を設置する規則のほうを定めております。こちらの中で、基本といいますか、無報酬であります、旅費等の支給は行えるという形での規則のほうを定めておりますので、こちらを準用して行なっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（難波武志君）

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

デジタル母子手帳の件でございます。

バーズビューという会社で御質問でございますが。

初年度、令和3年度に構築を考えた時点で、当初は町から町の費用で電子母子手帳を導

入ということで予算計上させていただいておりましたが、デジタル田園の関係で国から直接お金が出るということで、国からバーズビューのほうに委託され、その後バーズビューからそなえ社のほうに委託をされて、そなえ社のほうが開発を、ウィラバについてはしております。ですので、運用の費用につきましては、そなえ社のほうに支払いをしていくこととなります。

以上です。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

3回目になってしまいましたが、ちょっと確認も含めてですが。

先ほど最後に、あっ、ごめんなさい、企画課へですけども、来年度のランニングコストの一覧表、これが正解表であるということで、最後にその企画課の中にある介護高齢者見守り移動サービス、これは17日の説明でも人件費分がかなり大きいということでしたけども、これについてちょっとよく分からなかったんですが。これは、随意のようなことも聞いたのですが、これは人件費分だと別に随意契約でもなくともいいし、金額も大きいので一般競争入札にすべきではないかと思いますが、この点の確認と。それはもうLLP、この事業そのものが令和4年度のそのものが全てLLPが落札しているので、もう自動的に競争入札となくなっていくのか。そこをちょっと最後、はっきり確認をしたいと思います。

それから、アーキテクトの件ですけども、これ設置規則というのは読んでおりますが。先ほどの、これは副町長に質問したのと関連があるんですけど、顧問との関連もありますが、これ無報酬ですというふうになって、必要と認める場合は旅費は支給するとなっております。先ほどの非常勤の公務員に、これ当たらずにいいのかということについて、もうそれは副町長、相手のことも考えんといけんから、それでいくんだということでしたけども、私はこれはちゃんとそういうふうに非常勤の公務員として、やっぱり法令に基づいて、その設置規則もやっぱりちょっと報酬を払ったりすべき身分をはっきりすべきだと思うんですが。これ繰り返しますが、再度ちょっと答弁をお願いします。もうそれ今のままでいいんだということか、そういうことを早急に検討するのかということ、もう一度答弁を求めます。

それから、母子手帳のシステム使用料に関することですが、バーズビューとの関係

はよく分かりました。

この使用料及び賃借料418万円というのは、先日の一般質問でもありましたけども、現在のところあまり利用が多くない。最初に申しましたように、その費用対効果といいましょうか、これ418万円というのは、そなえ社から提示された金額で、これについてはもう一切、そういう今の現状を考えたり、様々なことを勘案して、これ減額するとかということは今後あるのでしょうか、ないのでしょうか。

以上です。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

企画課関係の部分の来年度のランニングコスト部分です。

これについて、LLPのほうで随契で受けるのか、また別の形での、プロポーザルを含めてそういう形で事業者を選定するのがいいのかということころは、しっかりその辺も、議員の御指摘も踏まえまして、その辺どういう形がいいのかというのは、しっかり考えていって進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（難波武志君）

岡田副町長。

○副町長（岡田 清君）

顧問につきましてですが、いろいろ非常勤の特別職の位置づけなんか、会計年度職員の位置づけなんか、あるいはその他という分類もございますんで、それ適宜適切にこれは対応してまいりたいと思います。それしか、今のところ申し上げられません。

○議長（難波武志君）

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

電子母子手帳の運用部分の費用につきましてですが。

利用者が1月23日現在で対象者が69人に対し、登録者が26人と、利用率もまだまだ低いというところがございます。それに対して高額な費用ではないかという御指摘でございますが。今後、妊婦さん、毎年母子手帳を取得される方に対しまして、できるだけ多

くの方に利用していただきながら、利用者数は増やしていく努力をしていこうと思っております。

費用につきましてですけれども、今後継続して利用していく中で減額できる部分につきましては、こちらからお願いをしながら、利用料も徐々に下げていけたらと考えております。

以上です。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

3番、山本洋平君。

○3番（山本洋平君）

それでは、3点お尋ねします。

まず、高校生通学費補助等の事業と、ちょっとページが前後するかもしれませんが、先に地域未来塾運営事業、それと協働のまちづくり寄附金事業についてです。

まず、高校生通学費補助等、今年度から予算額自体は子供の数の増減等もあり減額とはなりますが、アパート等の賃借料、1か月当たりを現状の「5,000円」から1,000円増額の「6,000円」と変更というふうに説明のほうありました。この1,000円増額の理由等を、また教えていただけたらと思います。

続きまして、地域未来塾運営事業です。

ページでいいますと126ページから128ページになります。

予算書のあらましのほうでは、前年度予算に比べると大幅な増額となっております。地域塾の現状のほう、私も少しお伺いしたところ、講師の人数の確保であるとかというのが、ちょっと非常に困難な状況であるというふうに伺っておりますが。このあらましでいうと2,365万円になってますが、これはじゃ、126ページから128ページでいきますと社会教育総務費それから報酬のところの会計年度職員報酬、それからページが飛びまして128ページ、同じく負担金補助及び交付金の地域未来塾運営事業交付金568万円のほかに何が含まれてるのかをお教えいただけたらと思います。

それから最後に、ページがちょっと前後して申し訳ありませんが、寄附金事業です。

主に頑張る農家応援事業、ふるさと米の事業についてなんですが。

今年度見込みの予算からは、決算においては少し寄附金が少なくなりましたが、次年度も同程度の予算を計上しております。ページで見ますと、民間業者への委託料

とか、配送料、事務手数料等、燃料代や電気代の高騰等で値上がりが予想をされてるんですが。こちらのほうは、何年間の契約によって同額でいっているのでしょうか。

あと、それによるその予算の影響、それから買取り金額、こちらが、農家さんの量と金額というのが、今年度はどのようになるのかをお教えてください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

まず、高校生の通学費等の補助でございます。

今、高校生の通学費等の補助につきましては、バス代あるいは電車代、また高校生の寮費、アパート費等の二通りの補助のほうを行なっています。金額にいたしましては、いずれにしまして過去数年間の実績を基に、予算のほうを積算しているものであります。今回の寮費のほう月額「5,000円」を上限から1,000円上げて「6,000円」にしております。これにつきましても、今現在寮費として払っている人の実績あるいはバス代等の通学費とのバランスを勘案して6,000円のほうに決めさせていただきました。その辺の積算資料、ちょっと今手持ち持ってませんのであれですけど、全体的なバランスを持ってというふうな形で決めたということでございます。

○議長（難波武志君）

大月教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大月道広君）

それでは、御質問にお答えいたします。

地域未来塾についての予算についてですが。

令和4年度までは、これは協働推進課で管理しておりました地域振興費、ページですと59ページからありますが、そちらのほうで未来塾の講師の人件費、いわゆる報酬です、そちらのほうを計上しておりました。また、講師が乗る車の費用とか、そういったものもそちらで管理しておりましたが、地域未来塾で関係するものは全部教育委員会の予算のほうへ移行したということで、報酬等増えたことから予算のほうが令和5年度は増えたということになっております。

以上です。

○議長（難波武志君）

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

協働のまちづくりのふるさと納税でございますが。

お米につきましては、今年3万1,500俵の予定だったものを、来年は一応3万俵の予定にちょっと下げさせていただいております。それに伴いまして郵送料であったり、それぞれの事務費については多少落とさせていただいております。

それから、お米の郵送する業者ですとか、お米の箱の業者ですとか、というのは1年ごとに入札をさせていただきまして、業者のほうを決定させていただいておりますので、単価につきましては、年々多少変わっているものではございますが、全ての予算において元のお米の出荷量を減らしておりますので、予算については少しずつ減らしているということでございます。

以上です。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

3番、山本洋平君。

○3番（山本洋平君）

では、今、返答いただきました通学費補助等でアパートそれから寮への助成金と補助金と通学費の補助金のバランスを見てということで増額という返答をいただきましたが。実際、通学の生徒さんのほうが大多数だと思われま。その中で、アパート等、遠隔地でどうしても、その生活の基盤を置きながら学習を高校でしなきゃいけないと、絶対ではない、2時間かければ学校へ通えるといいますが、それによってその制限を受ける学校での活動等もいろいろあるというふうには聞いております。ここら辺の現状も鑑みて、今後柔軟に、住民の方の要望に応じていただけるよう要求をさせていただいて、答弁は結構です。

それから、町営塾のほうはありがとうございました。

町営塾の運営にも職員の募集をかけても、なかなか適材な人が現れないということも十分聞いております。教育委員会、教育長のほうでもそのことを十分認識させていただいて、講師の確保に努めていただいても聞いております。町長の肝煎りの就学機会の均等化、都市部との差をなくするという政策の一つではございます。引き続き、子供たちに質のいい教育機会を与えてあげられるようお願いいたします。

それから、最後のふるさと納税です。

令和4年度の実績を見られて、ふるさと米を作られている農家の方々が今年度はどうなるんだろう。もちろん、9月にならないと分かりませんが、お米の買取金額によってどれだけというのかもしれませんが。農家さん、4年度の実績を見て来年度どうなるんだろうかということ非常に心配しておられました。私も一応のお米作りをする上で、これから町内でも若い人が携わっていくためには、今の現状のこの寄附金事業というのは、非常に大きなものとなります。寄附金額を集める努力、我々もどうかして知恵がありましたらお貸ししますんで、一層の努力をしていただいて、より、全国の皆さんに吉備中央町のお米のすばらしさ、それから吉備中央町、町長が今やる気のある職員と一緒にこなってる動画等も活用しながら、これも寄附金の増額につながるよう努めていただきたいと思います。答弁は結構です。

以上です。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑ありませんか。

4番、石井壽富君。

○4番（石井壽富君）

ちょっと予算書の部分で、説明はあったと思うんですけども、140ページ、ちょっと待ってください、142ページの部分で、前年度の人数より本年度が少ないのに3,360万円と、人数が少ないのに5,700万円になつとる。この辺はどういう説明がありましたか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

（4番、「142ページの給与費明細書のページです。その他の特別職が1,105名かな、前年度は。それから本年度が1,096、これどういう説明がありましたかな。」の声）

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

4年度に比べて5年度のほうが金額が減っているというふうな御質問だと思うんですけど。

ちょっと、今ちょっと資料ありませんので、また調べさせていただくことは可能でしょ

うか。

(4番、「いやいや、前年度は人数が1,105名ですが。」
の声)

はい。

(4番、「ほで、本年度は1,096人じゃが、な。」の声)

はい。消防団の報酬の関係だと思えます。

(4番、「あつ、そうかな。消防の報酬を上げたという説明じ
やったかな。了解しました。」の声)

○議長(難波武志君)

そこスイッチを切ってください。

○4番(石井壽富君)

それで、町長、ちょっとまあ、これ数字の話じゃねえ、僕も今日、やじじゃいうて、議会の規則に反したことも言うんじゃけども。こういうふうにあんまり、いろんな部分でもめごとが生じるというのは、僕は、ちょっと議会と執行部の、デジタル関係にしても、やっぱり協議が少ないんじゃないかと思う。それで、企画課長にちょこちょこ大きい声するんじゃけど、答弁がこう変わるんよな、しょっちゅう。ほやけん、その辺はやっぱり議会ともう少し、しっかりいろんなことがあっても全協したりして、情報交換をやっていかんと。じゃから、我々が分からんことが突如ぽっと出たりするから、ちょっと協議をしときゃ、あんまりもめんでしょう。ほやけん、やっぱり民主政治と独裁政治をやり過ぎると、やっぱり反発が出ますで、これからも。やっぱり公権出動ですから、それをちょっと、余分ですけど言うときます。

○議長(難波武志君)

答弁を許します。

山本町長。

○町長(山本雅則君)

当然、議会と町執行部は両輪で物事を進めています。ですから、ある程度の情報共有は必要です。そのためにも、今回大きなデジタル田園健康特区事業あります、特別委員会もつくっていただきました。今まで以上にその特別な委員会でも練っていただきまして、情報提供します。執行部といたしましては、やはり情報共有をしっかりとさせていただいて、同じ目線でこのまちづくりをやっていきたいと思えます。よろしくお願いします。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

私は、予算全体について否定するものではありません。一般質問の中でも、この論議の中でも積極的な部分については、当然、積極的に実施していて町民にそれがどんどん返っていくという状況をつくりたいと思いますが。

このデジタル田園都市構想のほうは、一般質問では特に、個人情報の件であれこれ言っても、やっぱり戦略特区、これ自身はもともと規制緩和をそこでは進めていって、企業などが活躍しやすい状況をつくるというのが狙いで進んできてた。例えば農村地域で言えば養父町なんかがそうですよね。どんどん耕作地域が民間に購入できるような規制緩和をすることで、あれがうまくいったかどうかというたら疑問ですが。そこに典型的に見られるように、やっぱり規制緩和で、とりわけ今度の場合はデータ連携基盤をつくっていくために個人情報、これに対する保護規制がやっぱり緩んでいって、ここに対する規制も、セキュリティもしっかりつくるんだと言われながらも、不安がどうしても残るとというのが私の今の受け止め方です。

それから、2つ目に、大きく言えばデジタル田園都市構想の振興というのが、私らから見ても顧問なのか、あるいはどういうたらええんか、ボランティアなのかよう分かりませんが。一部の企業の代表的な、ひょっとしたら最も優れたデジタル関係の知見を持つてる人かもしれませんが、その流れと自治体との間が、もちろん国との関係も含めて、どうも企業優先のなれ合いになっていってる。それが交付金の、この分配等に表れているんじゃないか。規則というんか説明では、町の会計監査も含めてということですが。本当に各企業から上がってくるいろんな、その代表で集まって相談するときに、その中身は監査の対象まで入っていけるのかどうか。そういった疑問も残りますので、今のところこの部分に

については、私、予算として危惧の念が残るので賛成しかねるという意思を表示したいと思
います。議員の皆さんの御理解をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

私も議員になってまだ1期目ですので、何かよく分からないまま、いろいろ自分で調べ
てやってるんですが。私、商売をしているので、何か商品を仕入れるときに、そのお客様
の顔を思い浮かべて商品を仕入れていくんですよ。小さな商売ですけど、例えばこの唐揚
げだったら、あのおばあさん買うかなとか思いながら仕入れるんです。

今回この予算書を見たり、様々な事業を見たり、またこの顧問設置規則等、この法令の
遵守の面から見させていただいたときに、この予算書を皆さんが組んでるときに、町民の
方々の顔を思い浮かべながらやったのかというところに、少し疑問が残ります。というの
が一部の企業の方々の顔を思い浮かべながらやってるところが、ちょっと私は感じます。
特にその法令について、ちょっとこだわるところは、やはり法令があつての地方自治体だ
と思ひますし、先ほどアーキテクトの数が4名だとおっしゃってましたが、実際、昨日、
私、企画課に確認したところ5名ですよ、今アーキテクトは。課長、5名ですよ、
今、アーキテクト。私、昨日企画課に確認したら5名でした。

名前申し上げますか、5名、今、昨日聞いたのを。まず那須氏、橋本氏、牧氏、内
山氏、陣内氏と5名がアーキテクトだということを昨日聞いたんですけど、違うんですか
ね、違う。どなたが違うんですか。

○企画課長（大樫隆志君）

よろしいですか。

○議長（難波武志君）

はい。

○企画課長（大樫隆志君）

アーキテクトの方は、那須さん、それから内山さん、橋本さん、牧さんで、陣内さんは
アーキテクトではなく。

（9番、「フェロー。」の声）

フェローということですか、はい。

（9番、「じゃこの規則に基づいての。」の声）

はいはい、そうです。

(9番、「フェロー。」の声)

そうです、はい。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

はい、分かりました。

この方々の名称を、私質問で上げていただきたいと言っても、最後の最後までなかなか、顧問の方々の名前も言っただけなかったなというのもありますし。これ町の顧問等ですので、何か、もっと調べたらいろんなことが出てくる可能性もあるなと思いつながら、予算ということもあるので、さらに精査していただいて、改善できる点があるのではないかと思っておりますので、今回はちょっと賛成し難いなという思いがございます。

以上でございます。

○11番（西山宗弘君）

よろしいか、ちょっと。

これ討論ですか、討論に入ったんですか。

○議長（難波武志君）

はい。

○11番（西山宗弘君）

反対討論者が2人続けて言うんですか。反対、賛成じゃないんですか。

○議長（難波武志君）

2名さんが手を挙げるのに先に反対したということです。反対、共通して手を挙げられた。

○11番（西山宗弘君）

いや、それでも答弁を求めて、そこでやり取りができる。これ討論なんですか。きっちり討論なら討論のようにやってください。私たちも意見を言う発言権はあります。ありますけれども、議会の規則というものがございます。ちゃんと守ってください。

以上です。

○議長（難波武志君）

はい、分かりました。

1人言うたら、次は賛成者がと思うてさせたら反対じゃったということです。

ほかに、賛成者。

11番、西山宗弘君。

○11番（西山宗弘君）

ちょっと流れが重複しましたけれども、反対討論がありましたので、私はこの予算につきましては、執行部が一生懸命決められたことに留意しながら、今、反対の意見の部分がございましたが。

1点、これ個人情報の保護法につきましては、せんだって個人情報の保護法の制定というものがあつたのに対して反対が出てたと思いますが。私は、この個人情報というのは大変大切なことであつて、今回これも重視されるべきだと思いますし、今回はそれに準じて予算を組まれてるように思います。

この中の一部についてはいろんな意見がございますし。私も中にちょっと考えるところはございますが、この執行ということについては、新年度の町民繁栄のために執行部が一丸となつて予算を組まれたことですので、私は賛成です。

以上です。

○議長（難波武志君）

反対が今2名出ておりますので、賛成の方。

2番、加藤高志君。

○2番（加藤高志君）

すみません。ちょっと、私も1期目で不慣れなもので、この賛成の、ちょっと手を挙げた内容になるかどうか、いささか不安なところもあるんですけども。

もう一回、このデジ田という意義というのを考えるべきじゃないのかなというふうに個人的には思っております、総じてです。これどういうことかという、もう1,710幾つの市区町村、結果的に同じ課題、いわゆる人がいなくなつてることから始まった同じ課題。

（「加藤さん、予算で反対か賛成か。予算に反対、2人したんで賛成を言よんじゃけえ、デジ田のことを言よんじゃねえんじや。」の声）

はい、失礼しました。

賛成です、はい。

○議長（難波武志君）

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

議案第24号について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

賛成多数です。したがって、議案第24号、令和5年度吉備中央町一般会計予算については原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま各常任委員長、議会運営委員長及び特別委員長から閉会中の特定事件の調査についての申出があります。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。したがって、閉会中の特定事件の調査についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午前11時58分 休憩

午後0時00分 再開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（難波武志君）

追加日程第1、閉会中の特定事件（所管事務）の調査についてを議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長及び特別委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しております閉会中の特定事件の調査についての申出があります。

お諮りします。

各委員長申出のとおり、閉会中の調査にすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

御異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の調査とすることに決定しました。

以上をもって本定例会に付議された事件の審議は全て終了しました。

この際、町長の御挨拶があります。

○町長（山本雅則君）

それでは、第1回の定例会に閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

22日間という大変こう長い期間、また今回は多くの条例改正等々、そして令和5年度の当初予算等も慎重審議を賜りまして、また可決を賜り、大変こううれしく思っております。また、その中でも吉備中央町の大きな事業となりましたデジタル田園健康特区事業、これにつきましても予算をお認めいただき、大変ありがとうございます。

去る3月16日に、このデジ田特区の区域会議が初めて行われました。そのときも大臣からも言われたのが、やはり地域の課題をこれで解決するとともに、多くの中山間地域のやはりモデル、先人となってくださいということを言われました。そのような意味からも大変こう、しっかりと肝に銘じて頑張らないといけないと、そのことによって町民一人一人が少しでも安心・安全に暮らせる、豊かに暮らせる町をつくろうと新たに思ったところでございます。

そうした中で、やはり多くの事業が出てきます。全職員一丸となってやりますが、なかなか厳しい状況でもございます。そうしたことから、この4月から少し体制を整えようと思っております。企画課の中にデジタル事業推進室ということをも明記しておくようにしました。若干人数も増えます。そして、県からも派遣をしていただきます。それから、町からも内閣府としっかりと調整を取るために、初めて国に出向させました。新たにデジタル事業推進監というものを置きます。そうした中でしっかりとこの事業を組み立てて成功して、やはり成果のあるものにしていこうと思っております。これは、町執行部頑張ります。しかし、町民の方の理解も当然要ります。しっかりと説明する責任もでございます。また、町議会の方にも、先ほど言いましたとおり、しっかりと説明をして、同じ目線で一步步確実に町民サービスを高めていきたいと思っております。重ねてどうぞよろしくお願いをいたします。



もう桜の花もちらほら咲いて、もうじき満開という季節です。コロナもだんだんだんだん収束をしております。しかし、気を緩めてはいけません。しかし一方で、やはり平常に戻す、やはりコミュニティがめげないように、やはりこうある種会合もやらんといけません。それから、皆さん楽しみにしておる花見等もすればいいと思います。ぜひ、そのような通常の生活に戻すことを、本当に心から念願をいたしまして、今定例会のお礼の挨拶といたします。大変お世話になりました。

○議長（難波武志君）

これで令和5年第1回吉備中央町議会定例会を閉会とします。  
御苦労さまでした。

午後 0時05分 閉 会